

◇新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第40号）

1 旅館業の施設に係る基準の緩和

旅館業法等の改正に伴い、収容定員、共同用便所の便器数等の基準を廃止するなどの衛生措置及び構造設備の基準の緩和を行うこととしました。(第4条及び第6条～第11条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

1 法人県民税の不均一課税

知事は、認定事業者に対し、一定の要件を満たした場合には、法人県民税の不均一課税をすることができることとしました。(第1条の2関係)

2 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除

地域再生法の改正に伴い、認定事業者に対し、一定の要件を満たした場合には、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税の免除をすることができることとしました。(第1条の3関係)

3 事業税の不均一課税の適用要件の改正

事業税の不均一課税の適用要件のうち、従業員の転勤に係る要件を廃止することとしました。(第2条関係)

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。